

5月3日の会（関西センター）会計報告
1975年12月1日—1976年3月15日

1975・12・1・現在繰越額	28,075
収入（誌代、カンパ）	48,000
支出	41,795
内訳、19号印刷費30,000円、同発送費4,575円、振替手数料2,085円、通信費5,135円。— 振替手数料と通信費には、年末カンパ関係の支出もふくまれています。	
差引	6,205
1975・3・15・現在繰越額	34,280

なお20号と21号の誌代として、恐縮ですが1,000円程度お送りねがえれば幸いです。

3月15日 5月3日の会 会計

五月三日の会通信

21

神戸から	1
岡山から	6
京都から	16

1976. 3.

神戸から

第四四回公判速記録〔抄〕

（一九七五年一月五日神戸地裁。七月四日の公判で、松下被告人の、昭和四四年九月一日の事件について証言した堀江証人は、九月一二日に不出頭したのち、次の証言を続行した。）

検 察官 四四年一月三日教養部教授会が松下被告人たちによって（山下）妨害された事件は覚えておりますか。

証人 覚えております。

〔……〕

検 開始予定時間は何時からだったんですか。
証 三時半ではなかったかと思えます。

〔……〕

検 会議室の略図を会議室を中心にして廊下付近を書いて下さい。

〔……〕

検 教授会が開催される直前ごろ学生達がどこかで集会しているような状況はみられませんでしたか。

証 正門の中の広い前庭がありますが、その辺で集まっていたようにも思います。

〔……〕

検 教授会粉砕というような声が聞えたようなことはありませんでしたか。

証 それは言っただろうと思えますけれども（……）確かなことしか証言できないとすれば、はっきり証言できないとすれば、はっきり証言できない程度ですね。

検 証人は検察官に事情を聞かれたことがありますね。

証 あります。

検 その事情を聞かれたときに教授会粉砕とか松下問題を公開せよというような集会で叫んでる声が聞こえたと述べているようですが。
証 それはその当時に言って調書にあれば間違いないと思えます。

〔……〕

検 新入生のカリキュラムについての審議が始まったところ何か変わった物音が廊下のほうでしたかどうか、その点どうですか。

証 人の足音が聞こえました。〔……〕それで人がどやどやとはいってまいりました。

〔……〕
検 松下被告人が（北側の入口から）はいって来たのは先頭から何番目ぐらいでしたか。

証 先頭集団にいたことは間違いないんですが、はじめから三人目までの中にはいたと思います。

〔……〕
検 南側の入口からはいって来た人の中で特に名前を知っている人がいたら述べて下さい。

証 森川佳津子さんがいたんじゃないかと思えますけれども。

〔……〕
検 それで教授会はどうしましたか。

証 それは微妙なんですが、私はこれは記憶ははっきりしてるんですが、廊下に物音が聞こえて学生や松下氏がはいって来られたと、そこで（湯浅）議長は、どうしたものだろうと私に相談されたんです。私は教授会をすぐ閉会しなさいと、閉会したほうが良いということを（湯浅）部長に進言したんです。

〔……〕

検 何かほかの学生が特異な行動をしたことはありませんか。

証 私の見えたところでは橋本君が一番先に教授会団交すると言って、別の学生が黒板に大きな文字で書きましたですね。

〔……〕

検 榎木君は湯浅部長の近くに來てるようですが、〔……〕そのときに携帯マイクを使ってたんじゃないですか。

証 使っていたと思います。

〔……〕

検 湯浅部長の閉会宣言を〔……〕入ってきた先頭グループの人数が聞いたかどうかはわかりませんね。

証 おそらく学生は聞いていないと思います。

〔……〕

検 先頭グループの誰かが聞いていたかどうかはわかりますか。

〔……〕

証 それは入ってから言ったんですから。

検 確かめて全員がわからなかったというふうにいわれるのか、或いは徹底していなかったと自分では思うといわれるのかどっちですか。

証 それじゃ、後者の方です。

〔……〕

検 湯浅事務取扱は（学生たちの、松下処分問題についてどう思うか、という問いに対して）どういうことを答えていましたか。

証 今は松下講師の処分を審議している段階ではない。採点或いは授業をしない教官がおるので事務的にどういう措置を講じたいかがという〔……〕

検 処分そのものではなく、その前の段階の問題だということですか。

証 そうです。

検 広い意味では、それも処分問題の一つに入りますね。〔……〕

証 ええ。〔……〕

〔……〕

検 〔……〕松下被告人は何か喋っていましたか。〔……〕そこで自分の処分のことについて何か不満をぶちまけるようなことを大きい声で言っていたようなことはありませんか。

証 私自身に限ってはそういうことを直接聞いてないし、覚えてません。

〔……〕

検 自分を処分するようなことは不当であるというようなことは。

証 ええ、ありました。〔……〕しかし、それは〔……〕もっとあとの段階じゃなかったかと思いますが〔……〕あとでその発言聞いたことはありません。〔……〕

検 そういうことばがあったことは、じゃあ、聞いているんですね。

証 それは聞いています。

検 じゃ、思い出したわけですね。

証 はい。

〔……〕

検 証人自身はその途中で外へ出られたことはありませんか。

証 出ました。〔……〕トイレ行くと（いうと、学生が）尾行つきで出してくれました。ところが、尾行が〔……〕よそ向いておりましたので〔……〕後を振り向きながら走り降りまして階下へ出ました。

検 それで門衛所へ行ったわけですか。

証 そうです。〔……〕一応こういう状況にあると、これ将来どうなるかわからないということを警察に連絡しました。捜査へ。

〔……〕

検 その連絡をしている頃、学生の人が来たことごさいませんか。

証 〔……〕清水早子さんが来ました。〔……〕それで警察と連絡しているいうようなことをいうと、これはどんなことになるかわからないと、それでそこをうまくまいたわけです、今は学生部と連絡とっていると。

〔……〕

検 その後、〔……〕戻ったときの会議室の状況はどうでしたか。

証 〔……〕少しなごやかというか方々で話合いが始まっているような状況だったと思います。

〔……〕

検 人間失格とマジックで書いている段階は見えていませんか。

証 あとで見ましたけど、書いている段階……ちょっとはつきりしないんですが、字は松下講師の字です。

〔……〕

検 〔……〕最後の頃に誰かが何か演説しているようなことがありませんでしたか。

証 ええ、最後に総括いろいろがございました。〔……〕松下さんの総括で、このような構成員が自由に発言できないような教授会は粉碎するというふうなことは言ったように思います。

〔……〕

検 その後、七時三〇分から八時頃になると思いますが、結局出ることができたわけですか。

証 出るというよりも、出されることができたというふうな……。〔……〕松下処分に反対するかどうか（ノートに）意見をかけと

いうわけです。(……)書かないで出たというのは私が聞いてい
るのでは二、三人です。

(……)

検 証人と湯浅部長事務取扱との間に森川が入りこんできて何か言
ったようなことはありませんか。

証 (……) 実はいろいろ部長や評議員と連絡しなければなら
ないに真ん中に森川佳津子が入りこんでいるので邪魔ですからつま
み出そうと思って持ち上げて外へ出したんです。そしたらキャー
といひまして、エッチというようなことで。

検 四五年の四月八日に神戸大学教養部教授会が松下被告人らによ
って妨害されたという件は知っておりますか。

証 はい、知っております。

検 四五年の三月二五ごろ松下講師の問題について調査委員会を
発足させたことがあるのをご存知ですか。

証 はい、知っております。

検 その前に三月の中ごろ事実の調査をしておりますね。

証 はい。

検 四五年四月八日の教授会の議題ですが、これはどういう議題で
すか。

証 それは調査委員会ができましたのでその報告書が一応その教授
会に出されるということになっております。

検 そうすると松下被告人の処分問題等についての資料協議という
ことですね。

証 処分問題と言えるかどうかわかりませんが松下講師の行

動を評価加えずにどういう行動をこれまでしたかという調査で、
それが処分につながるかどうかというのは次の問題です。

(……)

検 運営委員会では(教授会を)三時から開こうということに一応
決まっていたんじゃないですか、当日は。

証 (……)三時に立入禁止はしてありました。

(……)

検 (運営委員会の)どなたか(……)が外の様子を見に行つて説
明したことがありますか。

証 はい。(……)学生がたくさん集まって七〇〇八〇名学内校舎

の中にもはいりこんで場合によっては部長室まで押しよせるんじ
ゃないかと、ですからここで会議してるのは危いという報告があ
りました。(……)しかもそれはそこで審議しておりましたのが
その時分、報告書を審議してるわけですから万一二こへはいり込
んで来て報告書など取られるのは非常に都合が悪いと、ここで解
散と、各自研究室に引上げようというので私も引上げました。(

……)

検 証人はその後どういふことをしましたか。

証 (……)報告書などを始末して(……)多少破れてもいいよう
な服装をして(……)私が警備担当ということになっておりまし
たので(……)門衛所に行つたわけですね。(……)六〇名ぐら

い(の)学生がデモをして(……)事務室内にはいつて来ました。
(……)

検 そのときの時間が何時ごろだったか記憶にありませんか。

証 二時一〇分か一五分。(……)私が事務室へ出て行き(……)

(……)一応阻止したんです(が)はね飛ばされたです。(……)

(その後)はいつて来た学生は引き上げました。(……)また門
衛所に行つたのがだいたい二時半近くでそのころ灘署の警備課長
が来ており(……)本日の状況、見通しなどについて連絡したん
です。

検 (……)機動隊とか警察の人に連絡するについてこれは証人自
身の判断でやるのか一応部長の指示を受けてやるのか。

証 これは原則として学長です。(……)学長がおると限りませ
んから学長がその権限を学部長に委譲してるわけです。湯浅部長も
いつでも処理できませんので湯浅部長が評議員に一応それを委譲
してると、評議員の判断でやってくれと、責任は自分が負うとい
うことで私が評議員ですから一応私の判断でやむにやまれぬよう
な場合には部長の責任において要請するというふうな。

(……)

検 (……)三時一〇分か一五分頃、湯浅部長が退去要求をしたと
いうようなことはありませんでしたか。

証 (……)学生(が)七〇〇八〇名(……)事務室前のホール廊
下ですわりこんで教官が会場にはいることができないようにして
ると(いうことで)(……)退去要求をしております。

(……)

検 (……)その後、警察部隊が入ったのは何時頃ですか。

証 (……)三時四五分です。で、要請したのが三〇分ですから一
五分で到着したわけです。

(……)

検 (……)事務長から(門衛所にいる証人に電話で)(……)(す

わりこんでいる人達が)百名ぐらいいると報告したときに松下教
官もその中にいるというふうに聞いたんじゃないかありませんか。
証 それ、はっきりしません。
検 警察官にその様に事情聞かれて述べた記憶ありませんか。
証 そこに松下講師がいるということですか。さあ、ちょっと、そ
れ忘れえました。

(……)

検 警察の人は何時頃退去要求したか知っていますか。

証 三時四五分に部隊が正門に到着し(……)その五分後に
部隊が入る前後に署長がマイクを使って退去命令を出しました。

検 それは場所はどこからですか。

証 中庭の中央から。

(……)

検 その後、証人は戸田学長事務取扱に電話で連絡したことはあり
ませんか。

証 連絡したように思います。

(……)

検 特に何か指示をうけるとか、そういうことはしませんでしたか。
証 そのとき学長が直接出られたかどうか記憶していませんが、
学長がおられなければ学長部長が出来ますから。

検 証人はその後、学生たちがすわりこんでいる場所へは入った
んですか。

証 入りました。(……)(松下講師が)逮捕されて玄関入口に連
れて来られるところでした。すれちがいました。

(……)

検 証人が中に入ったときには大体何人ぐらいの人が逮捕されてい
ましたか。

証 二〇人ぐらい〔……〕次々逮捕されまして、まだあとに残って
いるのが二〇人ぐらいおりました。

〔……〕

検 そのときの教授会は開かれたんですか、結局。

証 開かれました。

検 何時頃から開かれたんですか。

証 四時半頃から。

検 昭和四六年四月二八日に倉沢行洋講師の哲学の授業が上原被告
人らによって妨害されたという件は知っていますか。

証 知っておりますが、本日の証人召喚状には松下昇被告と書いて
ありまして、上原被告のことはなかったもので〔……〕準備してき
ておりません。

検 証人のところには過去のメモか何かあるんですか。

証 あります。きょうは四六年の分は、あんまり調べてきておりま
せんので。

(裁判所速記官 前田猛、吉田幸子)

岡山から

第一二回公判速記録〔抄〕

(一九七五年二月一日岡山地裁。関連する公判調書について
註一、二に注目して下さい。)

(裁判官は、証人・坂本守信に対し前回の宣誓の効力を維持する旨
告知した。)

被告人(松下)

前回九月五日の公判での証言の速記録を御覧になったことが
ありますか。(註一。必要な人は、岡山大学祭実行委員会に閲
覧を申し出て下さい。)

証人 はい。

被 そこで語られた言葉が証人の何かの活動に関連してきています
か。

証 〔……〕それは一つには前回にも述べました一〇三公判の控訴
審との関連、もう一つには一〇三の岡山大学祭との関連ですね。

〔……〕

被 〔……〕大学祭との関連とはどういうことですか。

証 それはこの大学祭つまり今年以降の大学祭についてもいいと思
いますけれども、〔……〕今とりわけ法廷を中心的な場として(大

学)紛争のテーマが展開している〔……〕そういった一つの世界
の崩壊の現場に立会っていく、その証言者としての大学祭、いわ
ば最後の大学祭の始まりとして今正に始まるうとしている〔……〕

〔……〕

被 今までの大学祭とか裁判とかの限界をどこかではみ出してしま
うという内容をもつんでしょうか。

証 そうです。〔……〕大学紛争というのが大学という枠みたいな
ものの中で決して留って留らずに一つの世界の極みみたいな法廷なり
刑務所なりといったものを掻い潜らざるを得ない、そういったこと
と正しく同じように大学祭といったものがそういった一定の場所
時間という枠〔……〕そのものを越えていく〔……〕、従ってこ
の法廷そのものが大学祭の展開の場であり、そのテーマとなっ
ている〔……〕

〔……〕

被 〔……〕一〇三教室でやって来られたことと、それから現在比
較しておられる大学祭とはどのような関連にありますか。

証 その連続性みたいなものは〔……〕一〇三が発展的に逮捕なり
起訴なり可視的なバリエード排除なり、そして法廷〔……〕乞食
巡礼〔……〕を一巡りして一〇三のテーマそのものがずうっと時
間的にも七〇年人事院審理〔……〕ジャンキーという一つの水商
売〔……〕あるいは飲屋〔……〕クラブ〔……〕までも含めて巡
ってきて、〔……〕祭という場所です、すべて〔……〕を問い直そ
うとしている〔……〕と思えますけれども。

被 今いわれた一〇三教室の一〇三には何か記号のようなものがつ
いていますか。

証 はい。〔……〕くの字型というふうに起訴状に投影している括

弧が最初ですね。〔……〕一〇三のテーマそのものが展開してい
く中でその、くの字型いわれる記号が交叉する〔……〕ようにな
りますね。

被 二つの向かい合ったくの字型が交叉するまでに、ある移動とい
いますか運動があるとして、それも一つの巡礼過程でしょうか。

証 そうです。〔……〕宇宙の果てから〔……〕巡礼して巡ってそ
して交叉している、そういったふうにも云えると思います。

被 そういう記号〔……〕がさらに包括的な(うねりの)とい
う)記号〔……〕に変化するとしたら〔……〕どのような状況を
掻い潜ってそのような変化が起きて来たのでしょうか。

証 時間的には(昨年の)四月一日というものが大きな日付になる
と思います。〔……〕それを契機とする審問的情况(を)一つの
〔……〕例でいいますと、〔……〕被拘束者というものは一見し
たところ固定された概念であり、(その釈放に関する審問を)請
求するものが別に(拘束されない状態で)いる〔……〕というふ
うに考えられますけれども、その審問的情况の一つの比喩的な現
われとして〔……〕釈放請求者が〔……〕刑務所の中にいて、被
拘束者がそれに面会に行くという正しく世界の転倒〔……〕そう
いった事態が起っていますね。

〔……〕

被 〔……〕今おっしゃったことは証人が判決後に釈放されてその
後刑務所へ本件の被告人(証人の拘束に関する審問請求者でもあ
った。)に面会に来られたということをおられますか。

証 はい。

被 人間の被拘束状態というものは単にそのように身体的に拘束されているだけでなくて、さまざまな仕方、さまざまな関係性に拘束され得るということですか。

証 そうですね。(そのような審問的情况と同時期に、包括的な記号「」も乱舞した。)

〔……〕

被 証人に関する刑事公判の検察側証拠資料の中に卵の写真があるということ〔……〕その卵〔……〕(や)本件の起訴状にも出現してくる卵〔……〕(や)一〇三の前史である(神戸大学の)一〇九という教室の周辺で行われた括弧やきというのは御存知ですか。

証 はい。私自身が括弧やき〔……〕(とか)卵なりというものを含め〔……〕空間的に参加したこともあるし、〔……〕時間的に〔……〕その意味みたいなものを捜し続けている〔……〕ということ……。

〔……〕

被 そのほかの地域とか場所と同じテーマを追求していたところはありますか。

証 はい、それは私の(七三年の)乞食巡礼の過程で巡り合っているテーマの一つですけれども名古屋の南山大学というところで。

被 〔……〕古本市というものが行われた場所は〔……〕。

証 はい、京都大学で〔……〕。徳島でもそうですね。七三年の四月一三日です。

被 今おっしゃった日付で〔……〕出品されたものを含めてすべてのものが押収されているということは御存知ですね。

証 はい。

被 一方、一〇三教室の卵というものは押収されましたか。

証 されていないようですね。されていないことによつて、もっと深い押収がなされているといつてもいいですけども。

被 〔……〕証人に関する刑事公判の一審の過程で今まで証言して来られなかった問題がまだたくさんあると思いますが〔……〕

一〇三斗争のきっかけ(について)。

証 〔……〕括弧つき成績表の問題がありますね。〔……〕坂本教官に対する、あるいは六九年大学紛争というイメージに対する大学当局〔……〕の扱い(が)きっかけになって〔……〕(成績表は)坂本教官が出したのではない、採点、成績評価をしたんではない〔……〕(と)思い込んだのでしょうか。〔……〕(大学の機構が崩壊する危機を)怖れとして感じたのでしょうかね。

〔……〕

被 現在、同じようなテーマを追求している場所がほかにあるでしょうか。

証 一つには新潟大学でありますね。成績表の(作成)提出の仕方そのものを大学が問題にして、それを口実として教師から授業を取り上げ〔……〕処分を行ったり〔……〕。〔……〕人事院審理が一月一日から五日まで〔……〕行なわれる予定で〔……〕それは付け加えますと先程いったような意味での大学祭のテーマでもあるし〔……〕京都大学の自主ゼミでも包括しようとしている問題ですね。

〔……〕

被 〔……〕私が八月二二日の段階で〔……〕申請している証人

(証人申請の表現過程に交差したい人は、任意の「」公判参加者に問い合せて下さい。)が今後採用されるかどうかによつて(これからの)証人自身の証言内容にかなり変化が出ますか。

証 それは当然そうなると思いますね。

裁判官(谷口) (被告人からの証人採用に関する求釈明に対し)これは坂本証人から聞いて下さい。本件と関連性があるならば。

〔……〕みなこの関係の分は調べませんから……。

被 〔……〕証人申請書(の)最初に出てくる〔……〕昭和三三年五月八日札幌高裁で起きた〔……〕事件の当事者〔……〕が二つの名前をもつという問題、あるいはその法廷に鶏卵大の石が出現した問題などについて本件との関連を語っていただけますか。

証 一つにはアイデンティティーの問題だと思います。〔……〕自己同一性といった訳語がありますけれども、やはり何のことかその訳語ではわからない……。〔……〕一人の人間が(ロン・ジャーニーあるいは天野積雄という)二つの名前を持たされてしまう、むしろ、そういったことに非常に重大な意味がこめられている……。

〔……〕

被 そして鶏卵大の石が〔……〕判例集などにも掲載され得る重要性をもった(のでしょうが)〔……〕次の田中要助という人に関する昭和四七年四月二四日名古屋地裁で起きた事件でも鶏卵大の石が出てきます。〔……〕

証 いずれの場合でも〔……〕鶏卵大の何物かに一つの自分の何かを託していく、そういったことがあると思うんです。〔……〕アイデンティティーの問題をもう少し例をあげていきますと〔……〕

ポールドウィンという黒人の書いている言葉ですけれども黒人に白人が今日の天気はいうふう聞いた時に黒人は空を見上げて答えることをしない、白人の顔をみて答える〔……〕気に入らない答えを出したら本来的に抹殺されていく〔……〕そういったものを全部包み込んでニグロなりニガーなりと呼ばれる〔……〕(存在を含む)アメリカの歴史〔……〕があるわけです。それに対して特に四〇年代頃から〔……〕自分はニグロなりニガーではないもっと別の〔……〕何ものかである(という)黒人の自覚みたいなものが台頭していくわけです。〔……〕それが正しく今私達がかかえ込んでいる問題であろうとも思うんです。つまり近代なりというものが人間を個人としてとらえる、そういったことをし続けてきて、その上でのみ今の裁判制度なりというものが成立する〔……〕

被 それと関連すると思いますが〔……〕証人に関する刑事公判において、いくつもの制裁事件が起きたこと〔……〕判例集等には〔……〕制裁は刑事的、行政的処罰のいずれの範疇にも属しないところのいわゆる秩序罰と解すべきであるとそういう記述のあることは御存知ですか。

証 はい。〔……〕自分が何物であるかということを追及し〔……〕表現していく、そういった過程でこの数百年を支えてきた社会構造(ないし、人間のとらえ方)〔……〕は、はみ出したものに対しての罰を加えていかないとまたないようなところがあるわけですね。〔……〕秩序罰、刑事罰、行政罰そういった分裂〔……〕それは〔……〕過去数百年の世界の構造そのものの分裂みたいなものですけれどもその罰との狭間みたいなところに見えている存

在それがロン・ジャーというふうになっている人の問題でもあるだろう(……)。その公判はついにロン・ジャーとしては裁き得ずして(……)罰だけを加えていくという……。

被 裁きが見る水準(……)の向こうに(本当の意味が)無限に拡がっていることですか。

証 ええ、ですから(証人申請の表現にもあるような)一円玉(……)鶏卵大の石(……)パチンコ玉(……)あるいは煙草というふうに呼ばれるものに(……)アイデンティティーの追求(……)(を)託していく、そういった過程だろうと思いますが……。

被 そのアイデンティティーとどこかで関連するかもしれませんが本件発生と同一時刻に他の場所で被告人と出会っていた女性はあり得るでしょうか。

証 あるでしょう。

被 本件発生の法廷の傍聴席にいた女性達、たとえばその当時、岡山大学の教官であった人(……)は今どこにいらっしゃるでしょう。

証 (……)今決して私達生きていくものの言葉の届かないところにいます。

被 (十一月六日の証人に関する控訴審で)証言した人は誰でしょうか。

証 松下未宇。

被 その証言が本件の真の行為主体及びその意味を開示していくでしょうか。

証 そうです。そこにこそ本件を含む括弧公判の鍵がある……。(註二。十一月六日の公判速記録は、京大の昭和五一年度自主ゼミ担

当教官の履歴書の一部として提出過程にある)

被 この証人申請書以外(……)の事件、たとえば本年の六月一三日に徳島地裁で(……)何が出現したことによって制裁事件となつたか。

証 卵ですね。

被 そうすると本件と対をなしている関係をもつということですね。

証 はい。

被 一方その事件と別の対をなす(……)本年の一月二七日に神戸地裁で起きた事件は何か御存知ですか。

証 はい。どういったらいいのかな……。森川佳津子(……)という名前の包括する関係性をめぐって鶏卵大の石なり宣誓書群なりに先程の(……)狭間に何かを投げこまざるを得ない、そういった一つのアイデンティティーの問題、それが託されていた……。

被 本来(今までふれた)それぞれの当事者のすべてが証言しなければ、その意味はすべて開示できない。

証 当然そうですね。たとえば(……)一〇三の公判の一審で不出頭許可された被告人、小松芳文というふうには呼ばれる人(……)に対して(……)裁判所は(……)被告人存在のどこにも触れることができないままに審理を形式的に通過させてしまったその(……)裁判不在みたいなものをもし開示し得る公判があるとすればこの公判でしかないだろう。そして僕は(かれが)語り得ることのN分の一ぐらいしか語り得ないし(その意味が)何かということとを正しく証言してほしいというふうに思っていますし、これは

(……)そのほかの人達すべてについてもいえるわけです。

弁護人(河原) あなたの公判(で)私があなたの弁護人だったんだけれども私は最後に弁護をしていないというのは御存知ですか。

証 はい。(退廷させられていたので)あとで知りました。

被 私がなぜ弁護をしなかったかということは御存知ですか。

証 被告人質問なりを媒介しなければということだったと思います。

被 被告人質問もしない、被告人も在廷しない、そういうところは弁護できない、そういうことだったですね。

証 はい。

検察官(東) 四月一日に(……)松下被告人が(……)卵を投げたのは、あなたは見ていないんでしょう。

証 こういふ方ならできます、影を見ましたね。それから法廷がくだけていくのを見ましたね。

被 先程名前の出ました松下未宇という方はどういふ方ですか、男性ですか、女性ですか。(……)松下昇とは別の人ですか。

証 アイデンティティーの問題だというふうには先程から云っておりますが非常にどういふかな、難かしいな。

被 アイデンティティーの問題で説明して貰いたいんですがね、どういふ人ですか、この人は。

証 (……)

被 (……)

(裁判所速記官 菅 啓子)

昭和五〇年(ウ)第一号懲戒処分取消請求事件

原告 坂本守信
被告 岡山大学長

昭和五十一年二月三日

原告訴訟代理人

弁護士 河原昭文

岡山地方裁判所 御中

準備書面

第一 訴の追加的変更

原告は請求原因を次のとおり追加する。

一、本件処分は次のとおり手続的に違法であり、取消さるべきである。

(一) 本件処分は、被告の懲戒免職処分相当との申出による大学管理機関たる岡山大学評議会の審査の結果なされたものであるが、右被告の申出は教養部教授会の同趣旨の具申によりなされたものであるところ、原告は右教養部教授会の懲戒処分相当の決議にあたり陳述の機会を与えられなかった。これは本件処分を手続的に違法たらしめる重大な瑕疵である。

その理由は次のとおりである。

憲法は大学の自治を認めているところ、大学の自治は、当然に学部自治につながる。そこで、学長あるいは評議会といえども、学部の意思すなわち学部教授会の決定を尊重しな

ければならず、これを無視することはできない。

いしかえれば、大学の自治すなわち学部の自治であり、学部の意思すなわち大学の意思である。

したがって、学部教授会の決定は、評議会の審査結果にもまして重要な意味をもつものであり、原告に対する処分問題が審議された教養部教授会において原告に陳述の機会が与えられるべきであったことは当然であり、これは憲法の要請するところである。

よって、原告に教養部教授会において陳述の機会が与えられなかったことは本件処分を手続的に違法たらしめるものである。

ちなみに、一九六六年一月五日ILOおよびユネスコの協力で作成され、日本政府および日教組の各代表も出席した教員の地位に関する特別政府間会議(パリ)で採択された「教員の地位に関する勧告」はその第五〇条で次のとおり規定している。

第五〇条 すべての教員はすべての懲戒手続の各段階において公正な保護をうけるものとし、かつ、特に左に掲げる権利を享受するものとする。

(a) (略)

(b) (略)

(c) 自己の弁護のために十分な時間を与えられて、自己を弁護し、かつ、自己の選任した代理人によって弁護をうける権利

(d) (略)

(e) (略)

(二) 被告は本件処分にあたり、教育公務員特例法九条、五条三項の規定に違反し、原告の請求にもかかわらず、原告に対し陳述の機会を与えなかった。

この点に関し、被告は答弁書の被告の主張(イ)および(ロ)において、いろいろな事実をあげたりえ原告の陳述の請求がなかったと主張しているが、被告のあげた事実によっても、原告の陳述の請求はあったと考えるのが正当である。

その理由は次のとおりである。

(1) 乙第七号証の一、二および乙第九号証の三が原告の作成にかかるものであることは、署名捺印によって明らかである。

(2) 乙第九号証の三が陳述の請求であることは明らかである。この点は被告も認めていると思われる。

(3) 被告は右請求が延長された期限を徒過して提出されたから適法な請求と認めないことにしたという。しかしながら被告は当初の期限(四月二六日)を審査の慎重を期するといふ名目のもとに五月一日に延長している。

このことは、被告が請求の期限をさして重要とは考えずそれよりも慎重な審査をめざしていたことを意味する。そうであれば延長された期限の翌日の午前一〇時三〇分頃に到達した請求は適法な請求と認めるべきであり、そうしてこそ被告の態度も首尾一貫する。

(4) 被告は右請求が被告の指定する様式によっていないから適法な請求と認めないことにしたという。しかし、法は請

求の様式を定めていない。どのようなものであれ、請求者の意思が明らかであればいいのである。乙第九号証の三が原告の陳述の請求であることは既にのべたとおりであって被告の主張は、主張自体失当である。

二、本件処分は正当な理由なしになされた違法な処分であって、取消さるべきである。

(一) 処分説明書の処分の理由1について

1、(1)について

原告は昭和四十七年六月頃から、大学当局あるいは学生に対し「坂本教官の教務係」という名義で文書を出したり掲示をしたりしていた。掲示にあたって、教養部教務係から検印をもらったこともあった。したがって、教養部長は「坂本教官の教務係」が原告を表示することを知悉していたのであって、昭和四十七年度前期成績票の信びよう性に疑義を感じたというのは明らかに嘘である。

教養部長は原告に対する悪意から、疑義を感じたといふ名目で不必要な問い合わせを数回にわたってしているのである。

百歩ゆずって問い合わせを正当としても、原告は次のとおり責任ある回答をしている。

(1) 一〇月一四日付問い合わせについては、一〇月一八日にうけとり、一〇月一九日に回答

(2) 一〇月二六日付問い合わせに対しては一二月六日に回答

(3) 一一月一三日付問い合わせについては一一月一六日に

うけとり、同日教養部教官会議で回答の文書を直接交付
2、(2)について

原告が回答せずに立去ったという点は否認。原告は前項でもふれたとおり、回答の文書を直接教養部長に手渡ししている。

(二) 同2について

1、(1)について

「成績判定者署名印」票というのは、昭和四七年後期から新設されたもので、従前の慣例からして、全く不必要なものである。

原告は昭和四七年度後期成績票を直接教務係に持参提出したのであり、原告が判定したことは明瞭この上なく改めて「成績判定者署名印」票を提出する必要は全くなかった。右「成績判定者署名印」票の提出をもって責任ある手続と称し、これをしなかったことをもって懲戒免職処分の一理由とするなど言語道断である。仮に百歩ゆずって、「成績判定者署名印」票の提出が必要とした場合、原告は被告主張のとおり原告署名押印のものを提出している。被告は右票が書きかえられていたことをもって、これ又責任ある手続でない主張するようであるが、他に票の内容を書きかえて提出しながら、正式に受理されている教官がいることから見て、ことさらに書きかえをとりあげて原告を難詰するのは、被告の悪意のあらわれ以外の何ものでもない。

2 (2)は不知

(三) 同3について

をとると公示し、後期の履修については履修届の追加および変更を認めるとした。

原告は前期成績の認定を行い、後期も履修届提出の学生に対しあくまで授業を行い、かつ試験も実施しようとした。

(1)、(2)とも原告の試験実施のための行動をもって、試験妨害とするものであって、筋違いである。

特に(2)の事実中、原告が入江助教教授がけて生卵を投げつけた点および黒板に数回落書したとの点は否認する。また黒板ぶきをもちかえることが何故試験妨害になるのか説明を求め。

(七) 同7について

大学教員の職務は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事すること(学校教育法第五八条)であり、他教官の期末試験の監督は教官相互の申合せによる好意的な手伝いすなわち一種のサービス業務にすぎず、教官の職務には該当しない。したがって、教官が他教官の試験の監督に従事するかどうかは、各教官の自由な判断にまかせられた事柄であって、教養部長が教官に対して命令しうるような事柄ではない。

この点に関しては、東京地裁民事第一一部昭和四九年九月一九日判決(昭和四六年(三)第二、三一六号地位保全仮処分請求事件)が正当に同趣旨の判示をしている。

被告の主張は、主張自体失当である。なお、他に監督をしていない教官があり、その教官に対して被告が何の処分もしていないことを付言しておく。

1、(1)は否認。むしろ教官会議構成員たる原告が強制的に排除されたことが問題である。

2、(2)も否認。教官会議はその開催に真摯な努力をせずむしろ流会という既成事実づくりを図った疑いがある。

3、(3)も否認。

(四) 同4について

原告は昭和四七年度後期の試験場として使用するべく、その旨教養部長に伝えたとえ、昭和四八年二月二日から教養部一〇三教室を使用したのである。原告には入学試験を妨害する意思など毛頭なかった。

たとえ、一〇三教室が入学試験室として使えなかったとしても、他に多くの教室があることからして、入学試験の諸準備の変更とか全学的特別措置云々をいうのはあまりに大袈裟すぎ、原告の一〇三教室の使用によって入学試験が妨害されたとみるのは正当でない。

(五) 同5について

原告が一〇三教室を昭和四八年二月七日から二月一〇日までおよび二月一二日から二月二六日まで使用したことは認め

る。その目的は授業および試験実施を含む教育研究の追求のためであった。

(六) 同6について

既にのべたとおり、原告は前期成績の認定をしたにもかかわらず、被告はあくまでこれを認めず、不当にも昭和四七年一月一七日前期の単位認定と後期の履修について特別措置

(八) 同8について

原告がとりはがされたという掲示物を所持していたとの事実は否認。

(九) 被告はなお書きで原告に対し昭和四五年四月二日停職五月の懲戒処分を行ったがその後も反省のあとがみられないというが、右処分については原告の不服申立により人事院において審理中であって、右処分が正しいかどうか未だ不明であり、反省云々を論議する段階でない。

第二 原告は原告の住所につき次のとおり陳述する。

原告は昭和四七年四月七日から岡山大学南宿舍R B三〇二号室に住んでいたところ、昭和四八年二月一九日から、岡山市鹿田本町七一二三スナック「じゃんきい」を夜間経営するため、同スナックに住みはじめ、そこから一〇三教室に通っていた。この状態が同年五月一二日警察に逮捕されるまで続いた。したがって、右昭和四八年二月一九日から同年五月一二日までの間の原告の住所は岡山市鹿田本町七一二三スナック「じゃんきい」内である。

以上

京大教養部ドイツ語自主ゼミナールをめぐって

京大教養部では一九六九年一二月に、翌年度からの学生「自主ゼミ」を、すべての系列（人文、社会、自然、外国語）について正規授業として扱うことにした。各系列とも（外国語の場合は各学科とも）一コマにかぎり正規の単位（二〜四単位）が認められる。担当者は「原則として」学内の専任教員。開講の手続きは、七一年一月の教授会で、つぎのように定められた。

「学生が開講を希望するゼミナールは二月二十五日までに関係教室に申し出て、当該教室において適当であると認められた場合は、その教室の次年度の授業計画に組み入れるものとする。」

一九七四年一二月、学生が八松下昇・松下未宇▽氏を講師とするドイツ語ゼミナールの開講を、ドイツ語教室に申し出てきた。教室は講師を松下昇氏にしばらくを前提としてこれを認め、七五年年度の授業計画にこれを組み入れた。しかし翌年三月の教授会は、松下氏を非常勤講師として招聘することを、白紙多数で否決した。

一九七五年一二月、学生はあらためてドイツ語教室にたいし、八松下昇こと松下未宇▽氏を講師とするゼミの開講を提起した。その後の経過はつぎのようである。

資料 1

〔京大教養部ドイツ語〕教室会議報告 75-17

感情的反撥が主だったろう。一度否決されたものを再提案、ということはある。

—— 昨年のくりかえしは有害無益だ。新しく実現を可能にする材料はあるまい。

—— 昨年の履歴書はばかっていた。

—— 履歴書はかれとしては冗談ではなかった。教授会についていえば、ドイツ語教室には通すための努力がなく、阻む側の動きだけがまとまって見られたのが特徴的、今度出すのなら、教室で徹底的に議論をつくしておくかなければならない。教授会でも徹底的に議論して、提出した責任を明らかにすること。その上で提出に賛成。

—— 反対、松下氏のプラス面を教授会で明確におしだせる自信がない。

—— これは学生からの自主ゼミの要請なのだから、学生の希望をよく聞くことが先決ではないか。

—— 判断はあるだけの材料ですべきだ。教室会議にはそれだけの権威がある。

—— 教授会でどれだけ弁護するとしても、白紙投票はくつがえせない。反対理由が明確でないし、弁護自体がまとが定まらない。

—— 教室内に反対意見がある以上、見合わせるべきだ。

—— これが学生による自主講座だ、という点を考える必要がある。

—— 教室はとりつくだけ、ではない。否決してもいいのだ。

—— 教授会には松下という名さえ出れば反対、という雰囲気がある。それは確かだ。それを教室が承認するのかしないのか、これが問題だ。

—— 昨年度の否決は、ドイツ語教室が提出した非常勤人事が否決さ

12月25日 0時50分—2時35分

〔…〕

議題 ドイツ語ゼミナールの開講について

一月二〇日の〆切日までに、学生から五通の申請書が届いた。

予定講師とテーマを列挙すれば…

- (1) 松下昇 ドイツ語をもとにした言語論の研究
- (2) 池田 ルカーチ研究
- (3) 野村 ドイツ語の文法構造
- (4) 石川 ドイツ詩と評論
- (5) 内藤 ドイツ表現主義の文学

まず(1)について審議。

主任…昨年度ほぼ同様の申し出があったこと、教授会で否決されたことはご承知のとおり。白紙多数の否決なので、否決理由は明らかでない。この場合、ドイツ語教室提出の人事案件が否決された、という面を、考える必要がある。教室の自主性尊重という慣例が破られている。今年このまま出しても再度否決されるおそれがあり、そうなれば、教室の自主性という見地から好ましいことではない。教授会での障碍をうちやぶるだけの自信をもてなくては、提案はできない。自主ゼミの趣旨は否定しないとしても、取扱いは昨年度とは変らざるをえない、と思う。

討論では、このゼミを認めることの可否をめぐって、賛否両論があった。以下、その要約…

—— 教授会での障碍を崩せない以上、提出に反対。

—— 提出に賛成。教授会は講師の不適格性を確認したわけではない。

れた最初の例だった。そのとき教室は教授会に抗議の意志表示をしなかった。ということは、教授会決定を教室が承認したことを意味する。ということとは、昨年度と明らかに違う事由がなければ、再提出はできない、ということだろう。

—— 再提出自体が教室の意志表示になる。

以上のような論議をふまえて、(1)の自主ゼミを教室として承認するかどうか、無記名投票で決めることとなる。

投票結果…可5、否6、白紙6

(1)は否決された。

ひきつづき、(2)〜(5)についての審議にはいり、すべて認める、という意見、逆に、(1)の否定は自主ゼミの制度の趣旨を教室が否認したことにとひとしいから、少なくとも今年度、教室はすべての自主ゼミをおろすべきだ、という意見、等々が出たが、講師予定者のうち欠席者が二名（うち一名は委員会出席のため途中退席）あったため決定を延期、継続審議となった。

資料 2

〔自主ゼミ申請者団の抗議文〕

ドイツ語教室会議殿

被入単位▽認定者・被入成績▽評価者・被入授業▽者である我々は、入単位▽認定者・入成績▽評価者・入授業▽者であるあなたたちの今回の入自主ゼミ▽不承認、とりわけ、我々の申請した入自主ゼミ▽を教授会以前にドイツ語教室の段階で自主規制し、闇にほうひろうとしていくことに對して、今更ながら驚きと憤りと哀れさを感じざるをえません。

△教官連Vの承認を得なければカリキュラムとして取り扱われな
いような△自主ゼミVのどこに一体△自主Vがあるのでしょ
うか。それは学生による自主ゼミではなく、△教官Vによる△自主ゼ
ミVではないでしょう。そしてそれはもはや自主ゼミではない。
我々は今回のドイツ語教室会議の決定に強く抗議するとともに、
次の事を要求します。

(1) 教室会議の決定を即時撤回し、△自主ゼミVを無条件で認め
ること。

(2) (1)の要求を認められない時は、一月二〇日火曜日一時から、
中央館二四番教室で開かれる△自主ゼミVの場で教室会議を開くか
或は、今回の決定に参加したドイツ語教官が出席し、自分の見解を
明らかにすること。

一九七六年一月一六日

△松下昇こと松下末宇Vを講師とする自主ゼミ申請者団

資料3

教室会議報告 75-18

1月17日 1時10分-6時20分

(…)

議題1 ドイツ語ゼミナールの開講について

a、前回否決された、松下ゼミについて、申請者団の名で抗議文
が教室会議あてにきている。これにはつぎの二点の要求がふくま
れている。1、前回の決定を撤回して自主ゼミを承認せよ。2、
右記が認められないときは一月二〇日(火)午後一時から中央

館二四教室で行なわれている自主ゼミ(今年度のドイツ語ゼミ、
D一〇九)に教室員が出席して、その場で教室会議をひらくか、
自己の見解を明らかにせよ。

この抗議文の取扱について討論、その結論は、1、前回決定
の撤回は問題にならない。2、自主ゼミの場合へ教室員が行くこと
も問題にならない。——けれども、自主ゼミ、制度についての
誤解が学生側にあると思われるので、日時・場所をこちらが指定
して、話しあう。二〇日(火)四時からゼロックス室で。時間の
都合のつくひとはなるべく出席してほしい。

b、その他のゼミについて(前回からの継続審議)。結論を記せば
前回リスト中の②池田・ルカーチ研究は承認。③野村・ドイツ語
の文法構造は、野村がとりやめを表明。④石川・ドイツ詩と評論
は承認。⑤内藤・ドイツ表現主義の文学は、前回に内藤がとりや
めの意向を表明しているので、消えたものとみなされる。

資料4

(二月二三日教養部代議員大会の特別決議)

(この決議案は1回生クラススト実連合によっ
て提出され、圧倒的多数で可決された。)

ドイツ語教室による松下昇自主ゼミ申請却下弾劾ノ

申請却下を白紙撤回し、ドイツ語教室・教授会は松下ゼミを認定
せよノ

自主ゼミを闘う主体のもとに獲得せよノ

資料5

(自主ゼミ参加者一同からドイツ語教室会議へ)

ドイツ語教室会議殿

一月二〇日におこなわれたドイツ語教室主任・副主任をふくむ会
議構成員との拡大自主ゼミにおける経過と確認により、私たちは、
ドイツ語教室会議が

松下昇こと松下末宇を講師とする自主ゼミを教授会で承認させる
ための努力を払うことを、要請します。

なお、一月二九日の教室会議の結果を二月三日午後四時からの拡
大自主ゼミで報告して下さい。

註1 この要請にこたえることは、自主ゼミ制度の可能性の圧殺
・教室会議の自主性の解体に至らないための最低限の行為です。

2 私たちの今後の討論により、来年度の自主ゼミの実現が、今
年度の自主ゼミ履修届提出者にたいする成績表記入・提出の不可欠
の条件になりえます。

3 必要に応じて私たちが教室会議・教授会などに出席したり、
資料を提出して、自主ゼミの意義についてさらに展開する準備があ
ります。

一九七六年一月二七日(火)

二四番教室にて
自主ゼミ参加者一同

(編集者注 この手紙の全文は大きく括弧でくくられている。文中
の「今年度の自主ゼミ」というのは、七四年一月二日に△松下昇・松

下末宇Vを講師とするゼミとともに提起されたもののひとつで、「池
田浩士・野村修」を制度上の担当者とするものである。

なお、この手紙のほかに、さらに二通の再抗議・再要請の手紙が
自主ゼミ参加者から教室主任に手渡された。紙数の関係でここでは
省略するが、必要のあるひとはコピーを請求して下さい。

別にもう一通、「一・二五ノ二六」の日付で、徳島の△山本光代
気付V中野弘子さんからも、ドイツ語教室会議あてに手紙が送られ
てきている。これもコピーの必要なひとは、請求して下さい。」

資料6

教室会議報告 75-19

1月29日 5時40分-6時50分

(…)

議題3 松下ゼミ申請者団からの再抗議について

一・二〇の四時からゼロックス室で、主任ほか数名の教官と、申
請者団の数名とで、約三時間半話しあった。教室会議決定の撤回は
できないことを伝え、決定の理由を説明した。申請者団の主張は、
…ドイツ教室は自主性回復の努力を放棄することが自主性を守るこ
とだという倒錯におちいっている、というもの。松下ゼミの内容に
ついては資料を出したり会議に参加して説明したりする用意がある
とのこと。双方の主張は平行線を辿った。けっきょく、申請者団が
再抗議文を出すなら教室会議にとりつくこととなる。

再抗議文(三通)は一・二七に届いた。コピーは配布済み。別に
前回の拡大小委と同時刻、申請者団の学生たちが中央室に来て、中

中央室占拠の意志表示をして帰った。翌日、主任にあらためて意志表示に来た。一・二三代大決議にもとづき、松下ゼミ否定への抗議として中央室を占拠する、と。主任は、目下教室は抗議への対応を考えているのだし、占拠されるいわれはない、と説得。だがその翌日学生はゼロックス室を占拠。ゼロックスは図書室へ移した。マイクローリダーには手を触れぬ、と学生は約束、雑誌、レコード、プレーヤー等は、持出すなら手伝う、とのこと。部長には事実を報告した。——以上、主任報告。

資料 7

教室会議報告 75-20

2月2日 4時15分—8時15分

(…)

議題3 松下ゼミ申請者団からの再抗議について

参考資料として、教務係にあった、自主ゼミ、関係資料を配布(別紙)。

長時間の討論では、再抗議は受けつけるべきでないとする意見から、申請者団の意見を聞いて最初から考えなおすべきだとする意見まで、多様な意見が出されたが、はっきりした提案のかたちをとったのはつぎの三つと思われる。

① まず申請者団の意見を聞き、その上で、一・二・二五の決定の可否をあらためて再考慮する。
② 自主ゼミの制度上のあり方が曖昧であり、矛盾をはらんでいるので、これを明確化するよう、教科課程委員会に働きかける。

ので、ドイツ語を学ぶ上での基礎作業になりうると考える。ドイツ語テキストを使うことは少ないかもしれないが、問題を随時ドイツ語と関連させることはある。

申請者団からは最後に、あらゆる手段でゼミ申請を教授会へ提起する方向にすすんでほしい、という要望がなされた。

——以上、主任からの報告。

話し合いに出席した教室員から、若干の補足的発言があったのち討論にはいる。

主任… 一・二・二五の決定を白紙撤回しよう、という積極的発言は前回教室会議ではなかったと思う。だから主任からは、白紙撤回は提案できない。提案者があれば考える。

A… 白紙撤回を提案する。ただし、前回会議での提案②、③を排除するものではない。理由——一・二・二五の否決は、教室の自主性のなさの表現だった。

サポートがあって、この提案が議題としてとりあげられ、討論が続いた。その一部——

B… 反対。むしろ昨年度認めるときに自主性が欠けていた。もっと責任のある立場で考えるべきだった。

C… 昨年度は推薦者を信用して認めたのだが、リレキ書が出た時点から、ウラギラレタと知っている。紛争の火種のもちこみは困る。

D… あのゼミは火種だといえるか?

E… 実際上過去二年にわたって松下ゼミがあったことを、前回はじめて知った。そのほか一・二・二五には知らなかったことが多い。だから問題を考えなおすこと自体はいい。積極的賛成ではないが、反対はしない。

③ 教室主催で一年間、松下ゼミの意味を問う自主講座をひらき、その上に立って、次年度に松下ゼミを教授会に提起するか否かを決める。講師科は教室負担。
——結論に至らず、継続審議となった。

資料 8

教室会議報告 75-21

2月9日 2時25分—5時5分

(…)

議題 松下ゼミ申請者団からの再抗議について

二月三日、申請者団と話しあった。教室からは主任ほか八名が出席。二日の教室会議で出た三つの提案などを主任から説明。申請者団からは、白紙撤回が先決問題だ、などの意見があった。ついで、教室員が質問し、申請者団が答える、というやりとりがいくつあった。若干を摘記すると…

昨年度の履歴書について… 履歴書はひとつの比喩、八意識空間の占拠Vしかしあの形式に固執したわけではなく、教室で修正されることもありうると思っていた。表現が湾曲してゆく過程そのものをゼミで追究してゆきたい。

(松下昇こと松下未字)という呼称について… 未字とは松下氏の六才の長男で、現在、言語を発しない。沈黙、という学園斗争以来のテーマとの関連を考えたい。また、裁判での証言体験から、沈黙者をふくめての表現、という問題を考えている。

ゼミのテーマとドイツ語との関連について… 言語の諸問題を扱う

F… 事前の事情聴取も不十分だった。

E… あのとときは在る材料だけで判断しよう、という態度をとったので、それは安易とか怠慢とかいうこととは違う。

G… 白紙撤回して教授会へ廻す、というのと、問題を考えなおすというのにはズレがある。撤回よりも、考えなおすことに重点をおきたい。

A… 提案は、白紙撤回イコール可決、という意味ではいいない。白紙撤回して再考する、ということだ。

G… 白紙撤回ということばを使うことに疑義がある、という意味でいっている。

H… 向こうが遊びととしてやっていることを、まじめに応じていいのか? しかし遊びだけかを見ると、一面、向こうはまじめでもある。そもそも同じ土俵に立てるのか? もう少し考えなおすことはしてもいいが。

I… 白紙撤回か再考かで議論を続けるよりも、前回の提案②、③の具体的論議にはいるほうがよいだろう。

——以上で予定の時刻(五時)を超過。議題は継続審議となった。

資料 9

教室会議報告 75-22

2月17日 1時15分—4時

(…)

議題4 松下ゼミ申請者団からの再抗議について(継続)

継続の議案は八・二・二五の松下ゼミにかんする決定を白紙撤回

するVというものだったが、提案者が議案の修正を提案し、八二二・二五の松下ゼミに於ける教室決定を再検討するVとなる。提案理由——(a)教室の態度に首尾一貫性がなかった。(b)考慮のための新しい材料が加わった。

議論ののち、議論をふまえて、つぎの主任提案がなされた。議案八松下ゼミ設置の申請を再検討するV。提案理由——申請者団からの再抗議、再要請に依りて。

この主任提案にともない、前提案者は自身の議案をとりさげた。再検討は設置決定を前提とはしない、という点の了解があつて、主任提案は、異議なく、議案として確定された(案文の確定)。

議案の可否を採決。賛15、否2、白票2。

これにもとづいて、再検討の具体的方法を(二月二日の提案②、③をふくめて)次回以降継続して討議することとなった。

資料10

教室会議報告 75—23

2月26日 2時25分—3時半(?)

(…)

議題3 松下ゼミ設置の再検討

主任——一七日教室会議後に申請者団と会い、「再検討」という教室決定を伝えた。四月からゼミを設置する可能性はどうか、という問いには、実際問題として四月からは不可能だろうと思う、と返答。再検討の内容は次回教室会議後に(申請者団)に伝える。

——ここで、今日は討議を打切ろう、という緊急動議があり、採

決の結果、賛7、否8、白紙 となった。賛否が接近しているので主任判断で打切りとなる。

資料11

教室会議報告 75—24

3月3日 2時20分—5時15分

(…)

議題 松下ゼミの再検討

1 二月二日の提案②について

提案者(土肥)の趣旨説明ののち、質疑応答があつて、以下の案文が議案として確定された。八「自主ゼミ」制度が存続している以上、これを生かすことが必要であり、生かすために良い方向へ変えてゆくことが問題である。この考え方に立って、現在の「自主ゼミ」の取り扱い方法のもつ制度上のさまざまな矛盾を指摘し、制度を再検討するよう教科課程委員会に申し入れる。V その方法としては、主任・教務委員・副主任が教科委員長に口頭で申し入れること、時期としては、三名で相談して近いうちにする事、内容としては、具体的に八松下ゼミV問題としてではなく一般的な問題として述べること、という了解のもとに、採決が行なわれ、上記議案は全員の賛成で可決された。

2 二月二日の提案③について

提案者(野村)から提案趣旨の補足説明があつて、さきの提案が議案とされた。再記すれば八教室主催のゼミを一年間ひらく。公開(学外者も出席は自由)。教室としての課題設定は、来年度に「松

下ゼミ」を教室が教授会に提起することの可否。松下氏を講師として招き、非常勤講師料にあたる講師料を教室員で負担するVというもの。

教室が主催すること、講師料を負担することについて、何人かから異論が出た。教室主催ということは、教室員全員の了承を前提とする、という意見、設定された課題そのものが無意味だ、という意見、等々もあつて、提案者は、それらを考慮の上で次回にあらためて提案をしないおしたい、と発言し、これが了承されてこの提案は継続審議となった。

あとがき

通信20、21をお届けします。岡山と新潟からの報告は、とりわけ貴重なものと思ひます。

見られるとおり歴大になりましたが、それでも不備と欠落があります。そのうちの二に触れますと——

東京理科大学では、教員の勤務評定を制度化しようとする動きが、理事会によつて進められており、教員の反対運動が起こっています。関心のある方は、同大学の野田教職員組合へご連絡下さい。

また、ご承知の方が多いと思ひますが、大阪大学が公募によつて採用を内定した一候補者を、無責任にも二年にわたつて放置するという事件が生じており、その被害者は国家賠償請求の訴訟に踏みかっています。そしてこの提訴を支持して「阪大教養第一〇〇三号による公募人事を考える会」(連絡先、〒567 茨木市沢良宜東町一—A—五〇三、天羽均氏方)が発足しています。同会への支援をお願いします。

どうかお元気でおいで下さい。

(N)